

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！



初めての医療機関でも、薬剤師等の問診機能を使えば、今までに集った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。→薬師であるので、処方・薬の調整・薬の調製も受けられます。

POINT 02

手続きなしで医療費以上の一時的な支払が不要に！



医療費超過額で保険料がなくても、高額療養費制度における自己負担額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



⚠️ ご注意ください！

**本年12月2日 から
現行の健康保険証は
発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード
をご利用ください**

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方

➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

健康保険証は

12月2日以降新たに発行されなくなりました

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりました。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を
基本とするしくみに移行しています。
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、有効期限までの間、**最長1年間**使用できます。

※後期高齢者医療保険加入者の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知らただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいいの？



マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 2024年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

<イメージ>

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発付年月日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(枝番)		
氏名	性別			
生年月日	年月日	発付割合	割	
適用開始年月日	年月日			
交付年月日	年月日			
氏名ふたご				
住所				
保険者番号	<input type="text"/>			
交付番号				

- ※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。
- ※ 資格確認書の交付等に関する事項は、ご自身が加入している医療保険者からの情報をご確認ください。ご不明点等についても、同保険者にお問合せをお願いします。

- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、従来の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします。**ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方(高齢者、障害者等)は、申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します。(更新時の申請は不要)**
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- **後期高齢者医療制度の被保険者は、2025年7月末までの暫定的な運用として、従来の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します。**そのため、当分の間、申請は不要です。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいなくても、**医療費が10割負担になることはありません。**



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



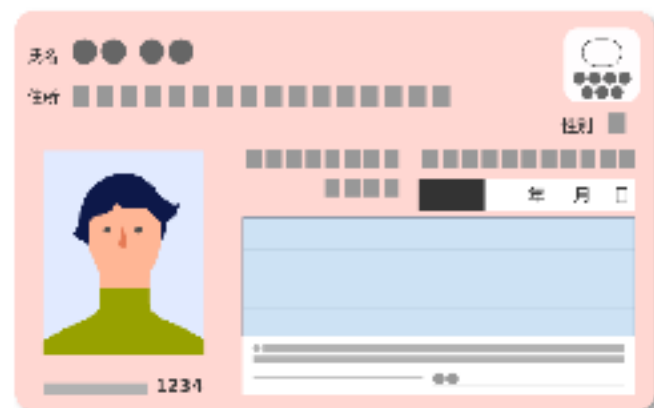
おとくし、あらいぬかぬか
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療機関・薬局では、 以下のいずれかで受付をお願いします

マイナ保険証

受付時に顔認証ができない際に必要となる、
マイナンバーカードの

4桁の暗証番号を、お忘れなく！



何らかの事情で、
マイナ保険証での受付が出来ない場合は
「マイナポータル」等と併せて
受付が出来ます。

詳細はこちら

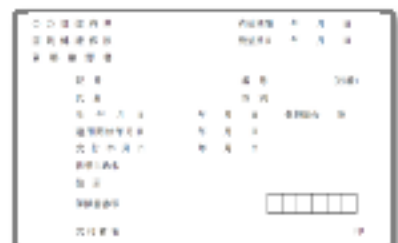


健康保険証

有効期限は**最長1年間**
(令和7年12月1日まで)



資格確認書



マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、
搬送先の病院で活用される

この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。
ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！





とっても
簡単!

マイナンバーカード

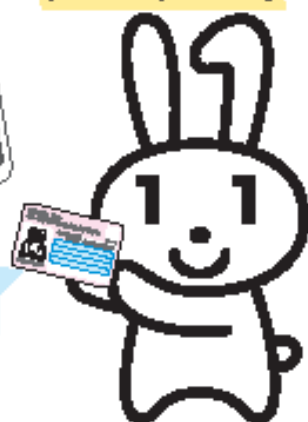
1 受付



マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード



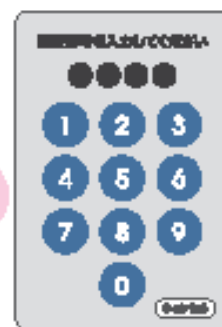
2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証



暗証番号



or

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の診療を
利用いたします

同意しない

同意する

(40歳以上の方)
過去の診療を
利用いたします

同意しない

同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



限度額適用認定証の準備が不要になりました！

💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し「限度額適用認定証」の準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

カンタン
受付！

カードリーダーに マイナンバーカードを置いてください



つきあたりまで
押し当てる



✕ カバーあり



✓ カバーなし



✓ 縦向き

✓ カバー等は外してください

✓ 顔写真を表にして縦向きに置き、
つきあたりまで押し当ててください

マイナンバーカードを置いた後は

画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



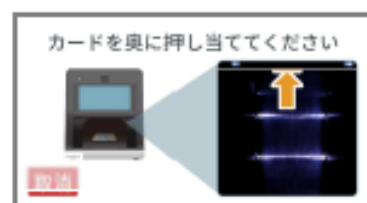
マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使います。
画面の指示に沿って受付をしてください。

※利用方法や画面の表示内容に不明点がある場合にはお気軽に職員までお声かけください

1 マイナンバーカードを
読み取り口に置いてください。

※カバー等は外してください
※顔写真を表にして縦向きに置き、つきあたりまで
押し当ててください

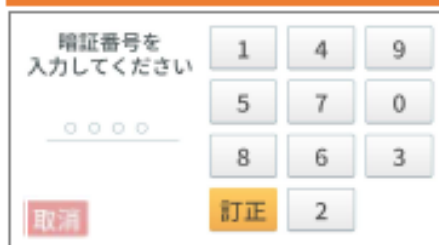


2 認証方法を選択し、本人確認をします。

①顔認証



②暗証番号



※暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります
※認証がうまくいかない方は職員にお声かけください

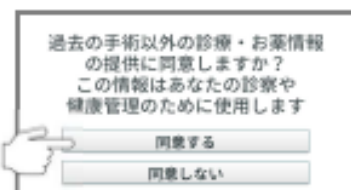
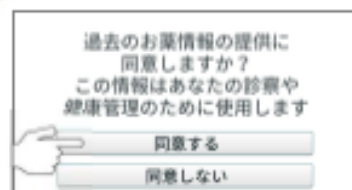
マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要ですが、継続しますか？
(少しお時間いただきます。)

継続する
終了する

「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された場合は「マイナ受付」の初回登録の方法に沿って対応してください。初回登録完了後、③情報提供の同意にお進みください。



3 案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。



情報提供に**同意する**と、医師・歯科医師・薬剤師が過去の診療情報を確認できるようになり、データに基づくよりよい医療が受けられます。



4 マイナ受付完了です。

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

カンタン
受付！

カードリーダーに マイナンバーカードを置いてください



✕ カバーあり

✓ カバーなし



✓ 縦向き

✓ カバー等は外してください

✓ 顔写真を表にして縦向きに置いてください

マイナンバーカードを置いた後は

画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

保険証に代わってマイナンバーカードで

マイナ受付



マイナンバーカードをお持ちの方は
カードリーダーで受付を！

マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使います。
画面の指示に沿って受付をしてください。

※利用方法や画面の表示内容に不明点がある場合にはお気軽に職員までお声かけください

1 マイナンバーカードを
読み取り口に置いてください。

※カバー等は外してください
※顔写真を表にして縦向きにおいてください

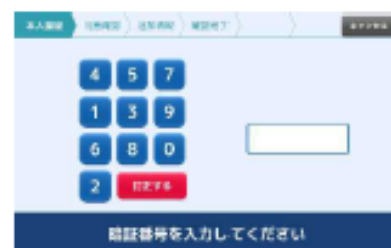


2 認証方法を選択し、本人確認をします。

① 顔認証



② 暗証番号

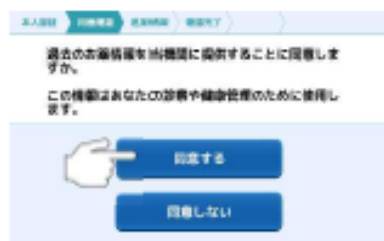


※暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります
※認証がうまくいかない方は職員にお声がけください

「マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です」と表示された場合は「マイナ受付」の初回登録の方法に沿って対応してください。
初回登録完了後、③情報提供の同意にお進みください。



3 案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。



情報提供に**同意する**と、医師・
歯科医師・薬剤師が過去の診療
情報を確認できるようになり、
データに基づくよりよい医療が
受けられます。



4 マイナ受付完了です。
マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

よくある質問～マイナ保険証について～

患者さんからマイナンバーカードの健康保険証利用（以下、「マイナ保険証」）のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q

マイナンバーカードを健康保険証利用することで、患者側のメリットはあるの？ （何のためにマイナ保険証を使うの？）

マイナ保険証には、過去のお薬の履歴や健診情報などの提供に同意していただくことで、正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくても、外来の窓口で限度額を超える支払の免除が受けられる（※）などのメリットがあります。

※ただし、同一月・同一医療機関の支払に限ります。

Q

従来の健康保険証はいつまで利用できますか？

令和6（2024）年12月2日以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行しておりますが、12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間（※）、引き続き使用できます。また、令和6（2024）年12月2日以降は、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元がない方などには、従来の健康保険証の有効期限内に資格確認書が順次交付され、これまで通り医療にかかることができます。

※有効期限が令和7（2025）年12月1日より前に切れる場合や、転職・転居などで保険者の異動が生じた場合はその有効期限まで。

Q

マイナ保険証を利用すると自分の過去のお薬情報を確認できると聞いたけど、 どうすればいいの？お薬手帳は不要になるの？

マイナ保険証を利用すると、過去1ヶ月～5年の間（※）に処方・調剤された分のお薬情報を、自身のマイナポータルや対応する電子版お薬手帳を通して確認できます。

※電子処方箋対応の医療機関・薬局では即時～5年の間の情報を確認可能。

なお、自身で購入されたOTC医薬品などはマイナポータルで確認できないため、お薬手帳での管理が有効です。

Q

顔認証がうまくできません

【再度顔認証を試す場合：患者がマスクや帽子を着用している場合】

マスクや帽子があると精度が落ちてしまうこともあるので、外して再度お試しください。

【暗証番号に誘導する場合：その他・マスク等を外してもうまくいかない場合】

暗証番号での認証も可能です。

【対面実施に誘導する場合】

ではこちらで確認させていただきます。（目視確認モードでの認証実施）

※目視確認モードとは、マイナンバーカードの顔写真と患者本人が同一であるかを受付職員が目視で確認することで本人確認が可能となるモードです。

※目視確認モードの立ち上げ方や、利用方法は、「オンライン資格確認等システム 運用マニュアル」をご確認ください。

Q

暗証番号を忘れました

暗証番号を忘れた場合でも、顔認証で本人確認ができれば健康保険証として利用いただけます。

暗証番号がロックされている場合でも、顔認証付きカードリーダーで顔認証または窓口職員によるマイナンバーカードの顔写真の目視確認で本人確認が可能ですので、健康保険証として利用いただくことは可能です。

暗証番号のロックを解除するためには、住民票のある市区町村窓口等で利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の番号）の初期化・再設定を行っていただく必要があります。

よくある質問～マイナ保険証について～

患者さんからマイナンバーカードの健康保険証利用（以下、「マイナ保険証」）のメリットや仕組みについて質問された際の返答の参考としてご活用ください。

Q 毎回受付する必要があるの？

はい。受付は毎回お願いしています。
マイナ保険証で、患者さんの保険資格や医療情報等の閲覧同意について確認させていただいています。

Q 診療／薬剤情報、特定健診等情報などの情報提供に同意するとどうなるの？

診療/薬剤・特定健診等情報などの提供に同意いただくと、医師や薬剤師などに共有されるため、情報に基づいたより良い医療を受けることができるなどのメリットがございます。

Q マイナンバーカードのICチップから医療（病歴、投薬等）情報まで筒抜けになってしまうことはないですか。

マイナンバーカードのICチップには、税や年金の情報、病歴等、プライバシー性の高い情報は記録されません。また、マイナ保険証は、カードのICチップのほか、顔認証や暗証番号を組み合わせることで、医療情報等を確認できる仕組みです。マイナンバーカードだけでは、税や年金、医療等に関する情報を引き出すことはできません。

Q マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫なのですか？

マイナンバーカードは、銀行のキャッシュカードやクレジットカード等と同じように扱うことができます。万が一、落としたり、なくしたりした場合は、24時間365日フリーダイヤル マイナンバーカード総合窓口（0120-95-0178）で一時停止を受け付けています。

なお、マイナンバーカードは、ICチップの中を無理やり読み出そうとすると、自動的にICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、悪用することもできません。安心してお使いください。また、マイナンバーカードは、居住する市区町村で再発行できます。

Q 「電子証明書が失効しています」と表示されました。どうすれば良いですか？

「電子証明書が失効しています」と表示された場合は、医療機関等において、マイナ保険証としてご利用できません。そのため、有効期間満了日の3か月前に、ご本人の下に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から、電子証明書の更新についてのご案内が送付されるほか、医療機関等の資格確認の際に、顔認証付きカードリーダーの画面上で、市区町村の窓口で更新を行うようアラートが出ます。こうしたご案内等を受け取りましたら、速やかに手続きを行っていただくようお願いしております。

なお、電子証明書の有効期限が切れた方は、有効期限が切れた日から3ヶ月間は健康保険証としてご利用いただける措置をおこなっています。ただしこの際、保険資格情報の共有のみで、診療情報・薬剤情報等を提供することはできません。健康保険証以外のマイナンバーカードの機能（マイナポータルへのログインやコンビニでの住民票等の交付サービス）はお使いいただけないため、速やかに住民票のある市区町村窓口にて電子証明書の再発行手続きをしてください。

Q 「利用者証明用電子証明書」とはなんですか？

利用者証明用電子証明書とは、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用する電子証明書です。健康保険証利用時、本人確認として「暗証番号の入力」を選択した際には利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁のパスワードをご入力いただきます。

利用者証明用電子証明書により、「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付等）